平成３０年（フ）第１７号
横浜市栄区桂台西１丁目45番10―1026号
債務者　藤田　陽子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９３号
横浜市中区新山下２丁目６番１―308号
債務者　吉田　　歩
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３８号
横浜市南区井土ケ谷上町32番13号　テラスとどろ木203
債務者　高橋　知載
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２７５号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目３番３―607号
債務者　谷口　明美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２７９号
横浜市金沢区釜利谷東６丁目５番23号　セゾンモリＡ―102
債務者　鷲徳　直也
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２９０号
横浜市神奈川区三ツ沢下町27番４号　ＩＳＴ２Ｆ
債務者　大塚　倭徳
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３１０号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目９番４―507号
債務者　高塚　春子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５７号
静岡県浜松市中区幸１丁目12番27号　ハイツホウジョウ202、前住所愛知県名古屋市北区大曽根３丁目13番31号
債務者　石井　麻貴
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第６２号
静岡県浜松市中区葵西３丁目20番22号　フラット萩203、前住所静岡県浜松市中区龍禅寺町459番地の５　オーク竜禅寺102
債務者　小関　貞広
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１１１１号
東京都新宿区富久町41―７―203
債務者　有川　康明
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１５２号
東京都江戸川区下篠崎町２―４―504
債務者　高橋麻由子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１６０号
東京都足立区竹の塚１丁目７―８―202
債務者　小林　寿美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３１号
横浜市保土ケ谷区岡沢町３番地９　大津アパート201号
債務者　芥田　暁知
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７３号
東京都多摩市愛宕３丁目４番地３―506
債務者　原嶋　玲子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４７９号
静岡県袋井市小川町７番地の７
債務者　谷川　陽子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前10時45分
静岡地方裁判所浜松支部破産係